

京都市民長寿すこやかプラン 推進協議会	
第 1 回（H24. 9. 13）	資料 6

平成 23 年度 地域包括支援センターの運営状況について

1 地域包括支援センターの概要

2 自己評価結果

3 取組実績等

(1) 相談件数

(2) 区・支所地域包括支援センター運営協議会

(3) 区・支所地域包括支援センター運営会議

(4) 専門職員会議

(5) 地域ケア会議

(6) 養護者による虐待件数等

(7) 平成 23 年度 収支決算

(8) 平成 24 年度 収支予算

1 地域包括支援センターの概要

(1) 設置目的

地域包括支援センターは、介護保険法に基づき、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント等の包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として、平成18年度から設置している。

(2) 設置箇所等

国が示す第1号被保険者3～6千人に1箇所という基準を目安として、市内全域にきめ細かく61箇所設置しており、全61センターを社会福祉法人、医療法人等への委託により運営している。

(3) 事業内容

○ 包括的支援事業

地域包括支援センターでは、本市からの委託を受け、包括的支援事業の4つの業務を一括して実施している。

・ 総合相談支援業務 <専門職種：社会福祉士>

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用に繋げる等の支援を行う。

初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援、その実施に当たって必要となるネットワークの構築、地域の高齢者の実態把握等

・ 権利擁護業務 <専門職種：社会福祉士>

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活ができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行う。

成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度の活用等

・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 <専門職種：主任介護支援専門員>

個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。

地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員が抱える支援困難事例等への助言等

・ 介護予防ケアマネジメント業務 <専門職種：保健師等>

二次予防事業対象者（要支援状態になるおそれの高い方）が要介護状態になることを予防するため、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業等が包括的・効率的に実施されるよう必要な援助を行う。

○ 指定介護予防支援

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、介護予防サービス計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行う。

(4) 配置職員

ア 人員配置基準に基づく職員（専門3職種）

各センターには、専門性を備えて包括的支援事業を適切に実施するため、下記の人員配置基準に基づき、担当地域の高齢者人口に応じて保健師等，社会福祉士，主任介護支援専門員の資格を有する専門職員を各1名以上配置している。

（人員配置基準）

高齢者人口	3千人未満		3千人～6千人		6千人～8千人		8千人以上
単身世帯数	950世帯未満	950世帯以上	1,900世帯未満	1,900世帯以上	2,500世帯未満	2,500世帯以上	—
体制	2名	3名		4名		5名	

イ 体制強化のための追加配置職員

平成24年度から，一人暮らし高齢者の全戸訪問等を適切に実施するため，上記職員に加えて，各センターに1名ずつ職員を追加配置している。

当該職員の資格は，上記，専門3職種の資格に加えて，介護支援専門員等，指定介護予防支援を担当する者の要件を満たす職員でも可としている。

(5) 地域包括支援センター運営協議会の設置

地域包括支援センターの公正・中立性の確保，その他，地域包括支援センターの適正かつ円滑な運営を図るため，全市及び各区・支所に地域包括支援センター運営協議会を設置している。

ア 全市単位（設置数1）

「京都市民長寿すこやかプラン推進協議会」を運営協議会として位置付け，地域包括支援センターの設置，運営等に関することを協議する。

イ 区・支所単位（設置数14）

各センターの事業計画及び報告，地域における連携体制の構築等，区・支所ごとの課題等の協議を行う。構成員は，保健，医療，福祉に関する事業者及び職能団体等とし，事務局は福祉事務所が担当する。

(参考) 愛称・シンボルマークの公募，決定

地域包括支援センターの認知度の向上を図るため，平成24年2月に，愛称，シンボルマークを公募により決定した。

愛称：「**高齢サポート**」

シンボルマーク：

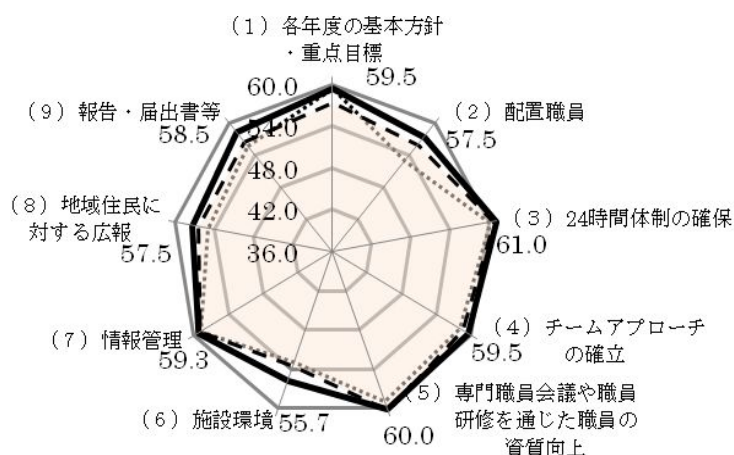


2 自己評価結果

各地域包括支援センターにおける課題の整理及び改善を図ることを目的として、「自己評価表」を活用して、業務の実施状況（達成度）に関する自己評価を実施している。

平成 23 年度の各地域包括支援センターの自己評価結果について、「できている」を 1 pt, 「一部できている」を 0.5 pt, 「できていない」を 0 pt として、全 61 センター分を以下のとおり取りまとめた。（最大 61 pt）

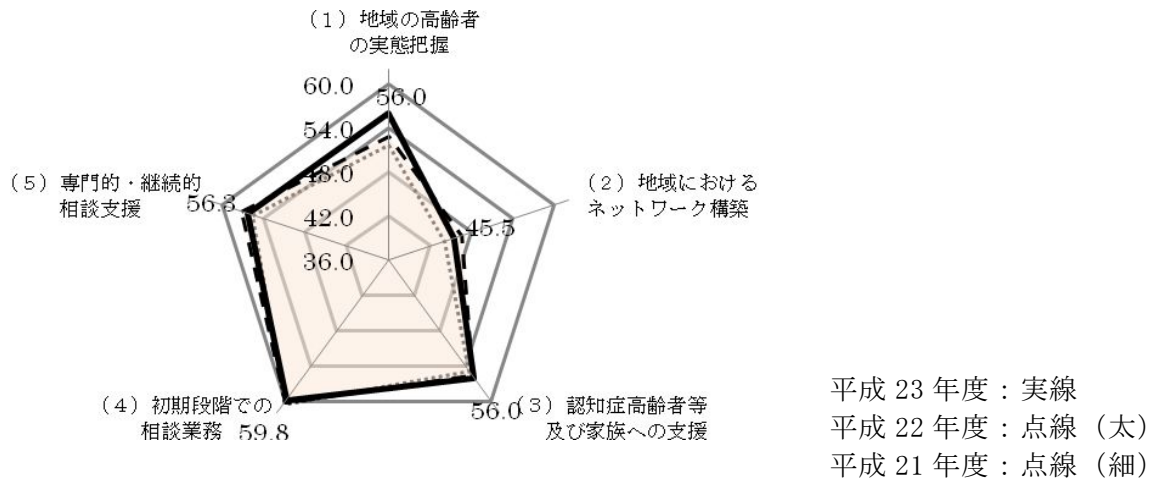
（１）基本的事項＜平均 58.6 pt／最大 61 pt＞



平成 23 年度：実線
 平成 22 年度：点線（太）
 平成 21 年度：点線（細）

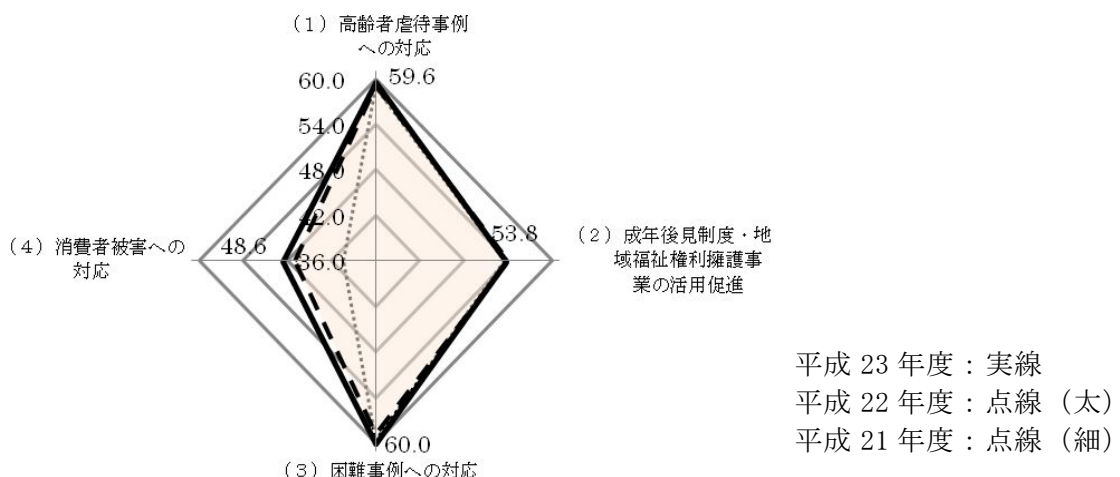
- 基本的事項全体で平均 58.6 pt であり、平成 21 年度の平均 56.8 pt、平成 22 年度の平均 57.6 pt から年々向上している。
- (1) 各年度の基本方針・重点目標、(3) 24 時間体制の確保、(4) チームアプローチの確立、(5) 専門職員会議や職員研修を通じた職員の資質向上、(7) 情報管理については、継続して十分に取り組んでいる。
- (2) 配置職員については、一部のセンターにおいて専門 3 職種（保健師等・社会福祉士・主任介護支援専門員）の欠員が速やかに補充できていない状況があるが、年々改善されている。
- (6) 施設環境については、改善されつつあるが、看板や案内表示の掲示が不十分であったり、他事業所の施設内にセンターを設置している等の理由により、利用しやすい場所やプライバシーが守れる個室等に相談スペースが設置できていないセンターがある。
- (8) 地域住民に対する広報、(9) 報告書・届出書等の期日までの提出については、作業が煩雑等の理由により取組が十分にできていないが、年々改善されている。

(2) 総合相談支援業務＜平均 53.7pt／最大 61 pt＞



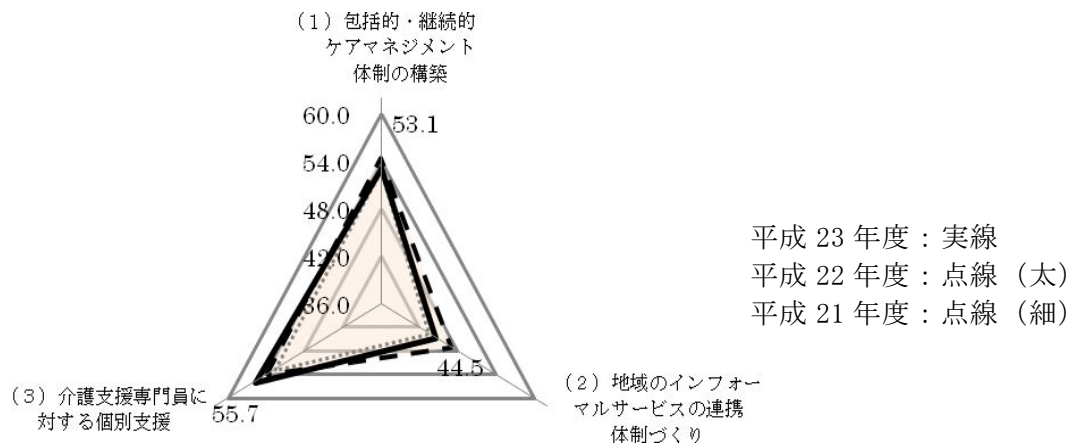
- 総合相談支援業務全体で平均 53.7 pt であり，平成 21 年度の平均 52.6 pt からは向上しているが，平成 22 年度の平均 53.8 pt とほぼ同数値である。
- (1) 地域の高齢者の実態把握，(2) 地域におけるネットワーク構築，(3) 認知症高齢者等及び家族への支援については，平成 21 年度から向上してはいるが，取組が遅れている。特に，(2) 地域におけるネットワーク構築については地域住民や関係機関と協力した地域マップ等の作成など社会資源の把握・整理の取組が遅れている。
- (4) 初期段階での相談業務については，概ねできているが，(5) 専門的・継続的相談支援については，一部のセンターで定期的なモニタリングが十分にできていない。

(3) 権利擁護業務＜平均 55.2 pt／最大 61 pt＞



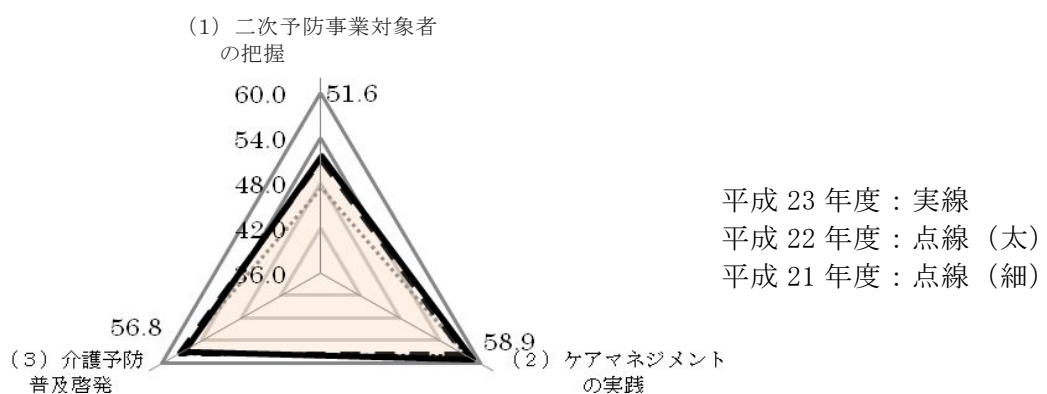
- 権利擁護業務全体で平均 55.2 pt であり，平成 21 年度の平均 52.6 pt，平成 22 年度の平均 54.5 pt から年々向上している。
- (1) 高齢者虐待事例への対応，(3) 困難事例への対応については，概ねできている。
- (2) 成年後見制度・地域福祉権利擁護事業の活用促進については，成年後見制度等の制度を普及するための広報の取組が遅れている。
- (4) 消費者被害への対応については，平成 21 年度から大きく向上してはいるが，地域の消費者被害の状況把握，地域の協力者（民生委員等）への情報提供等の取組が遅れている。

（４）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務＜平均 53.5 pt／最大 61 pt＞



- 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務全体で平均 53.5 pt であり、平成 21 年度の平均 52.2 pt からは向上しているが、平成 22 年度の平均 53.9 pt からは若干低下している。
- （１）包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築については、医療機関・関係機関との連携は概ねできているが、地域の保健・医療・福祉サービスに関する情報収集及び必要に応じた関係機関への情報提供が十分にできていない。
- （２）地域のインフォーマルサービスの連携体制づくりについては、活動内容の把握や情報整理の取組が遅れている。
- （３）介護支援専門員に対する個別支援については、介護支援専門員が相談しやすい手紙や F A X（相談連絡票の作成など）等による多様な相談経路の設定が十分にできていない。

（５）介護予防ケアマネジメント業務＜平均 56.2 pt／最大 61 pt＞



- 介護予防ケアマネジメント業務全体で平均 56.2 pt であり、平成 21 年度の平均 54.6 pt，平成 22 年度の平均 55.5 pt から年々向上している。
- （２）ケアマネジメントの実践，（３）介護予防普及啓発については、概ねできているが、その前提となる（１）二次予防事業対象者の把握については、改善されつつあるが、基本チェックリストの郵送・回収以外の多様な経路からの把握は十分にできていない。

3 取組実績等

(1) 相談件数（月別）

平成 23 年度の相談件数は，年度合計で約 24 万件（1 センター平均約 4 千件）に達している。

そのうち，予防給付等の介護予防に関する相談件数が全体の約 54%を占めている。

	相談件数				相談人数	
	(延べ)	相談内容 別件数 (延べ) a	うち 介護予防 b	(%) b/a*100	(延べ)	うち 虐待相談
4 月	19,604	22,743	11,774	51.8%	9,392	95
5 月	18,505	22,366	11,851	53.0%	8,942	114
6 月	19,057	22,816	11,966	52.4%	9,389	97
7 月	18,438	21,733	11,454	52.7%	9,376	104
8 月	20,903	24,184	13,041	53.9%	10,077	85
9 月	19,426	22,404	12,357	55.2%	10,149	86
10 月	19,237	21,984	12,251	55.7%	9,583	92
11 月	18,510	21,928	12,133	55.3%	9,578	70
12 月	19,028	22,787	12,386	54.4%	9,676	109
1 月	20,319	23,885	12,927	54.1%	10,286	114
2 月	20,756	24,260	12,800	52.8%	10,267	92
3 月	21,569	24,668	13,530	54.8%	10,146	101
合計	235,352	275,758	148,470	53.8%	116,861	1,159

<参考>相談件数（過去 3 年間の推移）

平成 23 年度の相談人数は，平成 21 年度と比較して 10.3%増加している。

年度	相談件数				相談人数	
	(延べ)	相談内容 別件数 (延べ) a	うち 介護予防 b	(%) b/a*100		うち 虐待相談
21	235,007	277,975	146,910	52.9%	105,982	1,102
22	239,203	282,355	153,701	54.4%	110,294	1,069
23	235,352	275,758	148,470	53.8%	116,861	1,159

(2) 区・支所地域包括支援センター運営協議会

区・支所の福祉事務所が主催し、地域包括支援センターの事業に関する計画及び報告、地域における連携体制の構築等について協議を行っている。

主な構成メンバーは、保健、医療、福祉に関する職能団体、地域福祉活動を担う関係者等。

年度	開催回数
21	39
22	40
23	41

(3) 区・支所地域包括支援センター運営会議

区・支所の福祉事務所が主催し、福祉事務所からの情報提供、地域包括支援センター間の情報交換等を行っている。

年度	開催回数
21	149
22	143
23	145

(4) 専門職員会議

地域包括支援センターの専門職員が抱える課題を共有し、解決に向けた取組を行うとともに、職員の資質向上を図るため、区・支所単位で専門職ごとに会議を開催している。

年度	開催回数
21	388
22	403
23	419

(5) 地域ケア会議

地域における課題を把握し、援助を要する高齢者の早期発見及び迅速な対応を行うための連携体制を構築するとともに、会議の構成員の資質向上を図るため、地域包括支援センターの主催により、主に学区単位で開催している。

主な構成メンバーは、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、老人福祉員、社会福祉協議会等。

年度	開催回数
21	353
22	321
23	382

<参考>地域ケア会議を除く地域関係機関との連携実施数（地域の会議への参加等）

年度	実施回数
21	3,172
22	2,707
23	2,497

(6) 養護者による虐待件数等

		地域包括支援 センター	区・支所	合 計	(参考) 平成 22 年度	
1	相談・通報件数	242	111	353	333	
	虐待認定内数	192	87	279	244	
2	通報者等 (重複有)	被虐待者本人	27	30	57	51
		家族・親族	26	15	41	48
		職務上知り得た者	170	53	223	234
		その他（一般市民）	43	23	66	51
		小 計	266	132	398	384
3	虐待の 種別 (重複有)	身体的虐待	133	65	198	154
		介護等の放棄等	41	9	50	65
		心理的虐待	62	27	89	90
		性的虐待	0	4	4	4
		経済的虐待	39	30	69	52
		小 計	275	135	410	365
4	被虐待者 の性別	男	49	14	63	59
		女	143	73	216	185
		不明	0	0	0	0
		小 計	192	87	279	244
5	居住状況	虐待者と同居	153	70	223	194
		虐待者と別居	38	15	53	45
		その他	1	2	3	5
		小 計	192	174	366	244
6	虐待者の 続柄 (重複有)	夫	33	18	51	41
		妻	12	2	14	16
		息子	63	36	99	109
		娘	47	17	64	49
		その他	51	15	66	41
		小 計	206	88	294	256
7	対応状況 (重複有)	事実確認	221	103	324	316
		措置入所等分離による 保護	38	24	62	134
		面会の制限	9	6	15	21
		立入調査	0	5	5	4
		養護者の指導・助言	31	16	47	109
		権利擁護に関する対応	8	4	12	34
		小 計	347	158	505	618

※ 養護者とは、高齢者を現に養護するものであって養護施設従事者等以外の者を指す。

(7) 平成 23 年度 収支決算 (61 センター平均)

(単位：千円)

収入内容	
委託料 (包括的事業)	17,701
介護報酬 (介護予防支援)	10,847
その他	333
合計 【A】	28,881
支出内容	
人件費	24,205
管理費	2,932
委託費 (介護予防支援の居宅 介護支援事業所への委託)	648
その他	471
合計 【B】	28,256
収支額 【A】－【B】	625

単年度黒字：39 センター

単年度赤字：21 センター

単年度収支 0：1 センター

(8) 平成 24 年度 収支予算 (61 センター平均)

(単位：千円)

収入内容	
委託料 (包括的支援事業)	23,498
介護報酬 (介護予防支援)	10,683
その他	312
合計 【A】	34,493
支出内容	
人件費	28,050
管理費	3,415
委託費 (介護予防支援の居宅 介護支援事業所への委託)	643
その他	349
合計 【B】	32,457
収支額 【A】－【B】	2,036